

## 青森県立保健大学における研究者番号付与に関する取り扱い

(令和3年11月10日制定)

(趣旨)

第1条 青森県立保健大学における競争的資金等への応募や交付に関する手続きに際し使用する「府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」での研究者番号の付与に関し必要な事項を定めるものとする。

(付与対象者)

第2条 付与対象者は、以下の職にある者とする。

- (1) 教員等 (教授、准教授、講師、助教、助手)
- (2) 実験・実習助手
- (3) 特任教員
- (4) 客員研究員
- (5) その他ヘルスプロモーション戦略研究センター長が認めた者

(付与条件)

第3条 研究者番号の付与は、以下の条件を全て満たす場合とする。

- (1) 本学にて研究活動を行うことを職務に含む者 (有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。) であること。
- (2) 本学の研究活動に実際に従事していること。(研究の補助のみに従事している場合は除く。)
- (3) 大学院生等の学生でないこと。(ただし、第2条第1号から第5号に規定する者のうち、学生の身分を有する場合を除く。)
- (4) 科研費等の競争的資金の応募・実施において、不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、その交付の対象から除外されていないこと。
- (5) 科研費等の応募及び使用にあたって、本学で定めるルール等を遵守すること。

(申請方法)

第4条 研究者番号の付与を申請する者は、研究者番号付与申請書 (様式第1号) をキャリア開発・研究推進課に提出することとする。